

ショーペンハウエルの女性論 (上)

石 塚 勝 雄

既往の婦人問題は所謂「女権問題」であつた。これは日本に於ても、終戦の年の十二月いち速く婦人に参政権が与えられた衆議院議員選挙法の改正を先駆とし、それに続く一聯の婦人解放立法によつて、完全に解決された事は周知の如くである。そこで今後の婦人問題は婦人の實質的解放にあると云われる。然らばその實質的解放をば、個人的にも社会的にも、如何に方向付けて行くべきであるか。こゝに於て女性觀の確立が必要となつて来る。現代の婦人問題は「女性問題」であると云われる所以がここにあるのである。

ところで、女性觀には大体二つの流れがある。一は絶対論的アブソリュートイズムに女性の本質を把握せんとする立場である。他は相對論レラティブイズム的・歴史主義的立場に立つて、現存する男女差——生理的機能の一部は別だが——を凡て社会的・歴史的なものとし、女性の本性乃至本質を否定する立場である。そこで、人若し充全の女性觀を確立せんとするならば、この二つの流れにわたつて、個々の女性論の遍歴が必要となつて来る。その振り出しとして、西欧に於ける前者の典型として、ショーペンハウエル（一七八八—一八六〇）を取り挙げた。

彼は日本では、独逸の偉大なる特異の形而上学者としての面よりも、むしろ厭世哲学者・「女嫌い」(der Weibhasser, der Misogyn, Woman-hater, Misogynist)として、広く知られている様である。(註1)その「女性論」は、(註2)余りにも有名で、苟も婦人問題を口にする者は、一度はくぐらねばならぬ門でもある。それは、行文の上では、彼の哲學的根

原理とされる盲目的生存意志 (Blinder Wille zum Leben) との論理的聯関は少いとは云え、矢張彼の根本的大原理の部分への妥当・適用なのであつて、飽迄、哲学論文である。従つて、此れに対して論評を加えるには、如何なる立場からしる、或る程度まで、哲学的思惟が必要とされる。併し本論文は飽迄、現代婦人問題の立場からの論評であつて、哲学論文ではないことをお断りしておき度い。従つて、本論の行文がいささか冗漫に流れることがあつても、その意味で御諒承を乞う次第である。

(註一) 強いて唯一の例外を探せば、日本国憲法第二条に規定する皇室典範に於て、女子の天皇を認めていないことだけである。(皇室典範第一条)

(註二) 「デカンショ節」のデカンショとは、デカルト・カント・ショーペンハウエルの省略形である、との迷論が飛び出した程、彼の名は広く知られているが、彼の著書の方はそれ程には読まれていないものの如くである。

(註三) 之を「婦人論」と訳した邦訳もあるが、適訳ではない。「婦人」とは女子を主として人格者たる面より見た場合の名称で、(例) えば婦人参政権に於けるが如く、此の場合、女子をば男性とは一応異なるものとして其の特性を課題にしているからである。尙原語 (Über die Weiber) は直訳すれば、「女供に就て」であつて、表題自体が已に女性蔑視の語調を示している。

一

ショーペンハウエルの女性論は、先ず三人の口による女性讚美の序奏を以て始まる。(註一) 即ち最初にシラアの詩『婦人の品位』 (Würde der Frauen) を挙げる。次は其れよりもよく女性を讚美するものとして、ジュウイの言葉『婦人がなければ、われらの生活の始めに助けなく、その中に喜びなく、その終りには慰めがなからう』(註二) を掲げる。最後に之と同じ事をより感傷的に表現するものとして、バイロンの劇詩『サルダナパール』(註三) の第一幕第二場での台詞を引用する。彼は原典を直訳して掲げているが、こゝでは原英文を載せてみることにする。(註四)

The very first
Of human life must spring from woman's breast,
Your first small words are taught you from her lips,
Your first tears quench'd by her, and your last sighs
Too often breathed out in a woman's hearing.
When men have shrunk from the ignoble care
Of watching the last hour of him who led them.

人間の生命のそもその初めは、婦人の乳房から湧き出でます。あなた方の最初の片言は、婦人の唇からあなた方に教へられ、あなた方の最初の涙は、婦人によつて乾かされ、あなた方の最後の吐息は、あまりにも塵々婦人の聞いているところで洩らされます。それは殿方が、普て自分らを率いて呉れた人の最後を、みとらうとする賤しいつとめを、思ひ避けた時です。(註五)

(独文よりの佐久間政一訳)

以上ジュネウイにしろ、バイロンにしろ、その云うところは、男から見て女は結構なもの・重宝なもの、と云うに過ぎない。つまり男に対する奉仕的・相対的価値が大であると云う事である。こうしたものを普遍妥当的な女性讚美の如く解するのは誤であると思わねばならぬ。従来の女性論の大部分は、男の立場から見た女性を論じている、と云われる其の典型的な事例であると思う。この事に就てジンメルは云う、「女性を論じたものの殆んどすべては、男への——現実的な、觀念的な、価値的な——関係に於いて女とは何物であるのか、とそれを述べているのみで、女が女自身として即ち向自的存在として何物であるかは尋ねていない。これはもちろん充分納得のゆくことがらで、なぜかといへば、男性的な諸規範と諸要求とが男性としての特殊なものではなく、客観的なもの、そのまま普遍的に妥当するものと見做さ

れているからである。」^(註六)更にジンメルは其の「見做されている」根拠は、男性の社会的勢力の優位によつて支持されているからであるとして、唯物論的な観方をしてゐる。^(註七)同様のことが明治初年の新聞記事である『女大学と若い娘の鼻息』に於てもうかがう事が出来る。「……娘は少しあざわらひ、その貝原さんとやらも男でござんしよう、男のつくつた本なれば、どうせ男のつごうよくて、女の方で割がわるくできてゐる本にちがひありませんから、よんだとて守ることはできませんい。……」^(註八)

尤も、女の本性は男の従属物たることにある、とする男性中心説(The Androcentric theory)^(註九)的な考方が許容されるとすれば、このような女性論も妥当性を有つことになる。おそらくショーペンハウエルも背後に於て、形而上学的にそのした断定をしているのかも知れない。この事は此の女性論の末尾が、男性への服従が女性の天性である、として終つてゐる事からも推察出来るよう。若しそうであるとするとすれば、彼は先ず「讚美ならざる讚美」を掲げて、女供を皮肉に揶揄してゐることになる。何れにしても、此の男の立場から見た女性観が、彼の女性論のここかしこに隠見してゐると、否見方によつては全篇を通して流れてゐることは、我々が先ず念頭に置かねばならぬ事である。

次に女性蔑視の女性論として著名なものであるにも拘らず、その冒頭に於て、女性の讚美が——眞の讚美とは云い得ないとしても——奏でられてゐるのは何故であるか。これは礼儀正しさから来ると説く人があるが、^(註十)誤と思う。自分を大哲カントよりも偉大であると信じた^(註十一)ショーペンハウエルは、此の世の儀礼を超えた存在であつた、と見るのが至当であるからである。これは彼独特の行文の交響曲的構成——讚美に導入されて、蔑視の主題が繰り返される間にも、時々讚美の小節が織り込まれ綾なされて行く——に於ける序曲と解さるべきである。

(註一) 彼は何よりも躁音を嫌い、人生苦よりの救として何よりも音楽を愛好した。その哲学論文も亦音楽的構成を有つものと云われ
る。否、この人生苦よりの救、即ち^{ユニヴァーサル}韻調の解放力と云ふ意味に於て、彼に於ては、^{ユニヴァーサル}学問も芸術も同一範疇に属し、従つて彼の哲
学論文は一箇の芸術作品なのである。

(註一) Jouy (1764—1846)・仏國の著述家。

(註三) 以下邦訳は『ショーペンハウエル論文集』(佐久間政一訳、北隆館、昭和二十三年)による。但し平易にする為に、私訳を若干混濁する場合もある。

(註四) 奢侈と懦弱で有名なアッシリヤ最後の王。王名を戯曲名とした。戦敗れて愛人の女奴隷ミラ(Myrrina)を擁して、従容火に入つて死ぬと云う悲劇。

(註五) 愛妾ミラが王に語つた言葉である。文中の第二人称は、直接には王を指すようだが、間接には男子一般を指している。

(註六) Georg, Simmel, Philosophische Kultur, 1923. 高橋訳『ジッメル恋愛論』一三四頁、玄海出版社、昭和二十八年。

(註七) 高橋訳、『同書』一一四—一一五頁。

(註八) 中川善之助、『女大学批判』四五頁。

(註九) Lester F. Ward, Pure Sociology, 1921, p. 291.

(註十) 石井立訳、『女について』七八頁、角川文庫、昭和二十八年。

(註十一) O. Weininger, Geschlecht und Charakter, 1908. 村上訳、『性と性格』、一七〇頁、春秋社、昭和九年。

二

本節前段は次の如くである。『既に女性の姿態の瞥見が、女性の精神的ならびに肉体的の大なる仕事に適しない事を、教えている。女性は人生の債務を、行爲することに由らないで、受苦することによつて、つまり、分娩の苦痛とか、子供の世話とか、夫に對する服従(夫に對しては、妻は常に辛棒強い、快活な伴侶でなければならぬ)などによつて、償却するのである。』

先ず彼は、事物の象徴からその本質を断定すると云う一つの形而上学的立場に立ち、現代女性の姿態(Die Gestalt)——象徴——から、其の本性を以上の様に推論している。併しこの立場に立つ断定に、果して普遍妥当性があるであろうか。この普遍妥当性云わば客観性を与えんとして、成程彼は「分娩の苦痛」以下の実例を挙げてはいる。^(註1)又通常女性^(註1)は受動的性(Passive Sex)であるとも云われている。然し筆者は、之は飽迄形而上学的な一つの立場に過ぎず、其の

立場に立つ断定が普遍妥当性を要求する事は出来ないと思う。何んとなれば、反対の事例とも見られる「人は見かけによらぬもの」、「坊主臭きは坊主に非ず」なども、たとい坊間の俚諺と解せられようとも、その中には多分の眞理性を有するものと認められるからである。更に論点を簡明にする為に、今一度周知の英国の古諺を藉りて云えば、「心美しき者は姿も亦美し」(Handsome is that handsome does)は、一つの形而上的断定として、我々に於ても、一応納得出来る。然しその逆、即ち「姿美しき者は心も亦美し」は、成立し得るであろうか。若し何人かがこの「逆」を口にしても、それは諺として普及性を有し得なかつたであろうことは、前者だけが、今尙諺として広く生き残つてゐることも判るであろう。彼はこの「逆」を強引に主張するものなのである。

仮りに一步を譲つて、前述の形而上学的立場そのものを全面的に承認するとしても、その推論には首肯出来ない。何んとなれば、その推論の基礎となつてゐる現代女性の姿態——象徴——なるものが、自然的・本来的なものであるとする事には多分の疑問があるからである。

先ず両性生殖をする動物界を観ると大部分は雌の方が雄よりも、体が大きいと云う嚴然たる事實がある。(註三)俗に「蚤の夫婦」と云うが、動物の殆ど大部分は「蚤の夫婦」なのである。而してウオードによれば、鳥類・哺乳類・人類に於ては、一般に男性が強大であるのは、生物進化の途上に於ける「男性開花」と云う異常現象に過ぎないのである。次に人類に限定して觀察してみても、現代文化民族に於ける男女差は、現存する未開民族に於ける男女差よりも遙かに大きいと云う事實がある。(註五)かくして現代人に於ける身体上の男女差も、主として、社会的・歴史的なもの——端的に云えば數千年或るいはそれ以上にわたる男性支配の結果——であるとすると説に有力な根拠を与えている。(註六)若しこの説が眞理であるとするならば、社会的・歴史的なもの、云わば後天的・相対的なものから、事物の本質を推測・断定する事は、重大な誤を冒すものと云わねばならない。

更に現代人の両性に於ける形態学上の差別を否定する学者さえある。ダックワースは云う、「両性を比較するとき、

形態学上一つの性が他の性より優れていると思われ、不變の區別は全然ないことが分る。^(註七)

総じて、ショーペンハウエルの女性論には、社会科学の認識が欠けている。其の他の著作に於ても、彼の好んで用いる論法は、先ず形而上学的断定を下し、次に我々の日常生活に於ける事例を引用して其れを立証すると云うやり方なのであるが、——而してこれが一部の人士を魅する点でもあるのだが、——嚴密な意味の実証性となると、我々は多分に反対と考えられる事例にも遭遇するのである。而して彼自身に於て、反対の事例が念頭に浮ぶと、今度は又別の形而上学的原理を持ち出して其れを説明すると云うやり方で、なか／＼負けてはいないのである。我々は形而上学的原理の亂舞の応接に違なく、彼が徹頭徹尾形而上学者であることを知るのである。^(註八)

何れにしても、「女性」は社会的存在なのである。之に対する哲學的考察もさる事ながら、之に対する社会科学的考察を抜きにしては、充全の女性論は構成されない事を知らねばならない。

次に本節後段に於て彼は云う。「最も激烈な悲哀と歎喜と力わざとは、女性には向いていないのであつて、その生活は、男性のそれよりも、より靜かに、より目立たず、そしてより穩かに送られなければならない。とはいへ、本質的により幸福であるとか、より不幸であるとか云うわけではないのである。』

前段が真理である限りに於て、後段は当然の事である。唯最後のところで、彼が「幸福」に就て論及している事には、注目の要がある。そこには、二つの事が意味されている。第一は、忍従が本性である場合、忍従の生活が幸福なのであ

^(註九)

つて、幸福は外見には存しない事である。第二は、本性に立脚した生活が幸福なのであるから、本性を異にする男と女と、何れがより幸福であるかと云う比較の問題は成立しない事である。謂わば幸福の絶対性を説いて、「幸福学」^{オキスマニエス}に於ける彼の立場を示唆しているのである。こゝにも我々は、孤高な、「自分の足で歩いた人」の典型としての、又ニーチエによつて何よりも教育者として仰がれた人としての彼の面影を垣間見る事が出来る。併せて婦人が解放された今の日

本に於て、依然として「封建的幸福」を目指す女性の多い事を想うべきである。

(註一) 彼は商人の家に生れ、学究的生涯に入る前の数年間、家業(商業)の為に働いた。この経験が彼の著作の中に、借金を返すとか、分婢の苦痛とか、市民社会的事例・習俗を豊かに織り込んで、叙述を活気つかせ、それが市民社会の中にも隠れたる愛好者を有つ所以であると云われる。

(註二) Ward, *Pure Sociology*, 1921, p. 325.

(註三) *Ibid.*, pp. 316—318.

(註四) *Ibid.*, pp. 328—332. Male efflorescence. 端的に之を云えば、生物界に於ける女性淘汰 (Female sexual selection)

の事実が、雌の雄に求むるもの、即ち審美感・勇氣・武力等を持ち得んとする雄の間の競争を生み、その結果雌の強大・美麗を齎したものとす。之は生物の進化に貢献したが、男性優秀・男性至上を示すものではないとする。謂わば、男のお化粧とも解すべきであらうか。

(註五) A. Bebel, *Die Frau und der Sozialismus*, 1923, S. 252. 邦訳『婦人論』岩波文庫・昭和二十七年・上巻三四五頁。

(註六) *Ibid.*, S. 256. 邦訳『同書』上巻三五〇頁。

(註七) *Ibid.*, S. 255. 邦訳『同書』上巻三四九頁。

(註八) オイケン、安倍能成訳『大思想家の人生鏡』岩波書店、昭和二年、七〇九頁。

(註九) 尙この事は、本論の末尾に於いて、今一度視角をかえて論ぜられ、全篇のフィナーレとなつてゐる。

三

『我等の最初の小児期の養育者及教育者として、女が適合する所以はまさしく、女それ自らが、子供らしく、愚かで、且つ近視眼的であつて、一言で云うと、一生涯中大きな子供であり、真の人間たる成人(男性)と子供との間の一種の中間段階にあるものだからである。試みに少女が、毎日毎日子供と戯れ・踊り・歌つて暮す有様を見よ。(以下略)』
以上本節の論ずる所は明瞭で、次の二つの事が骨子となつてゐる。第一は、性質が女は成年男子よりも子供に近いと云ふことである。第二は、同類・同等の者のみが教育者としてふさわしいと云ふことである。後者は、個人教育を排斥

し、同僚との団体的交わりの中に於てのみ眞の人間教育は成立する、とする近代の教育思想とも一脈相通する訳であり、肯定さるべきであろう。この事の帰結として、青年期以後の教育者としては、女はふさわしくないと云う事になる訳であるが、その事は、本論第十節の「母性愛」を論ずる箇所、正面から今一度、論述されている。

斯くして本節の論点は、むしろ前者にある。之に就てジンメルは次の如く云つている。「解剖学者たちが確証しているところによると、女はその肉体の生命が高齢に達するまで、骨格の鈎合、脂肪組織と筋肉組織の分布、喉頭の形成が男に比べて子供に近いのである。この相似は肉体のみに限らないであろう。事実ショーペンハウアーはこの相似からして、女たちは「一生大きな子供」のままであるという結論——もつともな結論ではあるがしかし必然的な結論ではない——を下しているのである。」^(註一)即ちジンメルは、肉体的なものから本質的なものを結論する点に於て、前節も本節も同一の論理構造を有つものと解している。

然し筆者は、ジンメルと解釈を異にする。何となれば、ショーペンハウエルの女性論構成上に於て、本節と前節とは隣り合わせの関連はあるとしても、本節中には、形態的に見て女は男よりも子供に近い事を示す文字は全く見受けられないのであつて、従つて本節と前節とは、同一構造の論理の上に立つものとは考えられないからである。論法は、むしろ逆であると思う。即ち本節に於ては、女と子供をば「女子供」として同一範疇に押し込める、謂わば先天的範疇が論理的に先行していると解する。斯く解する時、「試みに……」はその例証となつて、本節全体が論理的に整備するのである。この範疇は謂わば東洋的範疇^(註二)であつて、「女子と小人とは養ひ難し」に於て、又女子の名の末尾に通常、接尾語的に附加される「子」^(註三)などに於て、我々に親炙せられ、納得されるものである。又聖書に於ても随処に散見される^(註四)尙筆者が、女と子供の最大の共通点であると思う「近視眼的」^{カナルシヤク}であることが、短所であると同時に長所でもあると云う事に就ては、本論第五節に於て今一度論及される。

又肉体的にも性質の上でも、女は男に比べて子供に近いと云う事は、その認識論的基礎は別として、ショーペンハウ

エルを俟たずとも坊間に於ても、又広く學者間に於ても承認されている事實である。併しそれが現在の事實であるとしても、それは決して本來的なものではなく、社会的・歴史的なものではないかと云う疑問に対しては、別個の考察に委ねられなければならない。(註五)

(註一) 高橋訳、『ジンメル恋愛論』一四六頁。

(註二) ショーペンハウエルの父は、彼を世界市民として教育しようとし、彼の思想も亦コスモポリタンのであつた。その一方面を示すものとして、彼は東洋學者マイエル (Friedrich Majer) と相知り、ウパニシャッドを研究し、之が彼の哲学に取り入れられてゐることは周知の事である。

(註三) 「男子」「女子」に於ける「子」は「人」の意であることは勿論であるが、「花子」に於ける「子」は「小」に通じて可愛らしいの意。

(註四) 一例を挙げれば、新約聖書マタイ伝第十四章、第二十一節。

(註五) この事は本論に於ける女性の特徴に就ての彼の主張の大部分に就て云い得ることであつて、特に注意を要する場合の外一々附記することを省略する。

四

『自然は少女に向つては、戯曲論に謂ゆる場当り(註二) (花火の如く、ばつと見物の視) を狙つて、数年の間、——残余の全歲月を犠牲にして、——溢るゝばかりの美と魅力と豊満とを与え、この期間に或男性の空想を把握して、自己の世話を一生涯の間、或何等かの形で、正直に引受けさせる。男性を動かしてここに至らしめるには、然し単なる理性的の熟慮だけでは、十分確実な保証をすることが出来ないように見える。従つて自然は、その創造物の他の一切に於てなす通りに、婦人にも、その生存を確実ならしめるに必要な武器と器械とを、必要な期間だけ給与するが、この場合にもまた勿論、自然は相変らずの節儉を以て処理するのである。(以下略)』

以上本節前段に於ける、女性の青春美に就ての所論は次の三つの論旨から成立する。即ち第一は女性の青春美の存在理由、第二はその美がすばらしい理由、第三はその美の期間が短かい理由である。第一は本節の根本思想をなすものであつて、彼によれば女性の青春美は自然が弱者に与えた武器であると云う。その弱者である点が、前節の子供（弱者の一種）に近いことと本論構成上の関連を有つものと解せられる。尤も彼はこゝでは、「弱者」と云う語を使用してはいないが、彼によれば、武器は凡て弱者に与えられるものであり、よつて以て自然は事物間の均衡を保たんとするものであつて、この思想は彼の論文の随処に散見される。(註三)女性の青春美が斯かる武器であるとする思想は、女子が弱者であることを容認する限りに於て、又これが形而上学的な断定である限りに於て、更に又経済能力なき婦人が、これを基点として自己の生存を維持している事が、日常の社会的事実である限りに於て、根本的には首肯されなければならないであろう。坊間に於ける「花盛りの中に片附ける」も亦、この自然の恩恵たる武器をそのまま活用することが、同時に処世上に於ても最善の指針であることを端的に物語る言葉に他ならない。尙、女性の青春美が、これによる男女の結合關係を通して、究極に於ては、種族の繁栄ガツツグの為に自然が案出した手段的存在に過ぎない事に就ては、彼の別の著名な論文『恋愛の形而上学』(註四)に詳説されている。

第二にその美がすばらしい事の根拠を述べる前に、果して青春の女性は「美」の名に値するかと云う事実認定の問題を究明してかかれれば、論理的には整備する訳であるが、彼はここではそれに触れない。恐らくそれを問題にすれば女性美の本質如何の問題に論及せざるを得なくなり、余りにも論議の焦点から外れると考えたからでもあろう。(註五)遮莫、その美のすばらしい理由とは彼によれば、その美を我が所有もつにせんとする男をして、それに必然的に伴う所のその女の一生涯の経済生活の負担（以下彼に倣つて生涯の世話と云う）を物ともしない程の空想を燃やさせる必要があるからである。筆者は、かかる解釈に承服出来ない。何んとなれば、結婚の形式であれ、その他の形式であれ、青春の処女を犯すことと、その女の生涯の世話との間には、何等自然必然の關係は認められないからである。否むしろこの二つの事柄は、

結び附くどころか、却つて切り離される傾向があると云えよう。その事をジンメルは明瞭に而も露骨に次の様に述べている、「男の方は女が身を捧げてしまうとすぐにその女には関心をよせなくなり——そのために倫理的に最も唾棄すべき現象の一つにたचितるということである。」^(註六)尤もジンメルには次の如き敘述もある。「一たん成立してしまふと、愛情というものは、直接または集中的にその対象に向けられた志向として存立して、愛情がもともそのために生れてきたところの原因だつたものが全く消滅してしまつても、なお愛情が存続するという点にこそまさに、自己の眞の比類なき本性を鮮かに示すのである。」^(註七)即ち、たとい青春美だけが契機となつて結ばれた男女関係でも、それが一旦愛にまで進展すれば、その青春美が消え失せても、尙その男女関係は持續する訳であるが、かかる場合は、ジンメルの言葉からも判るように、一つの可能性而も稀少な可能性に過ぎないと云わねばならぬ。何んとなれば、かかる場合を通俗的に「性愛より夫婦愛へ」として、樂觀的に唱える坊間の一部論者もないではないが、妙齡の娘を持つ両親が娘の貞操の危険性に就て、絶えず神経を悩ましている事実こそ問題の必然關係がないことを示すものであり、この方が、より一般的であると觀察されるからである。

このように、処女性の侵犯とその女の生涯の世話との間に自然必然の關係がないからこそ、その結合を永続的又は永遠的なものにする為に、「結婚」と云う一つの社会制度が生れたと云えよう。「結婚とは妻を保護する制度である」と云う法律学者の説明は此の事を端的に表現したものである。即ち結婚とはそれ自体永続性を志向する制度なのである。例へば基督教にも周知の如く離婚否定の道德律があるし、^(註八)普通の社会道德でも、結婚とは「二世を契る」ことであるとされた。又「共白髪」とか「金婚式」とかは、単なる幸福の象徴であるよりは、むしろ道德的象徴であると知るべきである。^(註九)また離婚の自由を認める現今文明諸国の法律に於ても、協議上の離婚に就ては種々の要件を附し、又裁判上の離婚には所謂離婚原因を法定して、一応離婚を煩雜・困難なものにしてゐる。^(註十)

斯くして結婚とは、飽迄道德的なもの、社会制度的なもの、人為的なものなのであつて、処女性の侵犯から自然必然に結果した人間関係であると見ることは出来ない。たゞ結婚関係の大部分が終生続いているような社会に於ても、それは道德によつて辛うじて維持されているのであつて、それが前述の如き必然関係の産物であると見るのは、事象分析の誤であると云わねばならない。

惟うに東洋では、「好事魔多し」と云い、独逸では、「棘のない薔薇はない」^(註十一)と云う。この辺から思想的連関を辿つて、彼は薔薇を青春美に見立て、棘を女の生涯の世話に見立てて立論したとも考えられるし、又その限りに於て一応納得の行く思想ではある。然し、薔薇と棘との間には自然必然の關係が認められるとしても、青春美の入手とその女の生涯の世話との間には、上述のように必然關係が認められないのであつて、兩者軌を一にして論じ去る事は出来ない。

以上は今後に於ける婦人の解放を方向付けて行く途上に於ても亦重要問題であると考えられるので、冗漫を厭わず、彼の表現を一応文字通りの意味に解し、それが承服出来ない所以を論じて来た次第である。ところが、その彼の論旨と矛盾すると解される別の彼の立言があるのである。即ち前掲『恋愛の形而上学』の中の左の一節である。

まづ第一に挙げられるのは、男性はその天性上、恋愛^{ロイヤル}にかけて変り易い方に、女性は変らない方に傾いて居ると云う事實である。男子の愛は、それが満足を得た瞬間から著しく降下する。また自己の既に所有せる婦人よりも、他のほとんどすべての婦人の方が、より強い力で男を引きつける。彼は変化を渴望するのである。之に反して女子の愛は、満足を得た瞬間から上昇して行く。これは自然の目的から生ずる必然の結果である。自然は種族の維持を、それ故にまた種族の出来るだけ大なる増殖を狙つて居る。男子は、丁度それだけの数の婦人を、自由にする事が出来るなら、一年に百人以上の子供を優に作り得るのである。然し女はいかに多くの男を持つても、一年間に(双生児は別として)一人しか子供を生む事が出来ない。だから男は常に別な女を求めるけれども、女はしつかり一人の男を守つて

いるのである。蓋し自然は、女性をして本能的にそして思慮を経ずして、当来の子供の為に扶養者たり保護者たる人（夫となり父となる人）を、保留して置かせるからである。されば貞操の正しい事は、男子にあつては人工的で、婦人に（夫を指す。訳者註）あつては自然である。（註十二）

即ち前掲ジンメルの所説（本書十二頁）とその根拠に於ては異なるが、その帰結即ち問題の必然關係を否定することに於ては、兩者略々同一なのである。然らば同一哲學者に於ける相反する以上二箇の所説は如何に解釈・調和せらるべきか。（註十三）

惟うに『恋愛の形而上学』の方は、彼の主著『意志と表象としての世界』の一部を構成するもので、従つて彼の哲學的根本原理とも云うべき「生きんとする意志」と体系的に緊密な關連を有つて居り、そこには宇宙の深所に喰い込もうとする大哲人の眞摯なる姿、否眞劍味そのものが感じ取られるのである。之に反して『女性論』の方は、『附録と補遺』と題する彼の大論文集中の一論文であつて、この論文集はその名称の如く、主著の補説であるとされるが、主著との体系的連関が余り見受けられないものもあり、——『女性論』の如きもそれであり——従つて隨筆風、又逍遙的であると云えよう。そこで自ずと、諷刺・皮肉・揶揄等が混入して来る事も已むを得ないし、又或る意味に於て、それが適切でさえもある。このように考えて来ると、以上論じ來つた問題点も亦、この諷刺・皮肉の一種として解さるべきであつて、文字通りの論理を辿つて論ずるのは、當を失っているのではあるまいか。然らば如何なる意味に於て、之は諷刺・皮肉となり得るのであるか。筆者は次の如く考えてみ度い。

青春の美しさに溢れた娘との甘美・幸福なる同棲生活を妄想して男は結婚する。然し結婚とは實際は、種族の繁栄の爲のものであるから、「満足」は唯種族の側にのみあつて、当事者側には降下して来ない。男にとつて残るものは何か。その女の生涯の世話だけだ。これは結婚と云う一つの社会制度の結果であろうとなかろうと、大多数の男は此の重荷を負わされて喘いでいるのが現実の姿だ。此れ程引き合わない取引が又とあろうか。「結婚に於て男は、だま

「されている」のだ。生涯独身を守つた、即ち、この引き合わぬ取引を忌避したショーペン・ハウエルは、「結婚」を超えた高所に自らを置いて、女性の青春美と云うわなを仕掛けて世の男を狙う種族の守護神の奸計を見破る叡智をほのめかして、世俗の男供を嘲笑するのである。

以上には、紙面の都合上、論理の飛躍があるかとも思うが、前掲『恋愛の形而上学』を参照することによつて理解されるであらう。

第三に、青春美の期間が短い理由に就てであるが、その事實は、彼によれば「花火的効果」・「数年の間」・「残りの全生涯を犠牲にして」等の言葉で表現される。これは通常承認されている事實と云えよう。日本でも、「結婚適齢期」、「婚期を逸する」等の言種が、女子側に就いてのみ意味される事に於て、端的に表現されている。次にその根拠であるが、彼によれば、青春美の目的が、その期間内に、生涯の世話を^(註十四)して呉れる男を入手することであり、その目的を達した以上、美は最早不要となり、節約の法則によつて消失するからであると云う。然し筆者は、その所論に首肯出来ぬものがある。何んとなれば、既に詳論した様に、男女が一度結ばれた以上、その結合關係が永續すると云う自然必然の關係は存在しないからである。之を実証的に見るも、お化粧に憂き身をやつす若奥様の事實、若く見せようとする化粧品^(註十五)の氾濫、牛乳の風呂に浴して容色の後退を防がんとした貴夫人とか姥捨山^(註十四)の故事など、枚挙に遑のない事例は、一度結ばれた後も、女子側に、美の必要である事を雄弁に物語るものと云えよう。

惟うに、これはより包括的な原理から説明さるべきではあるまいか。私達は同様な現象を、日常の生活体験として数多くもつている。否その生活体験は無限とも云うべきであつて、列拳の要もないが、例えば「三日見ぬ間の桜かな」に於て、高位顯官は在位期間が短かいことに於て、「太く短く」と云つて「太く長く」は不可能と諦めていることに於て、等々。此等を包括する何等かのより、広大な原理が、宇宙間には存在するのであつて、——これも「節約の法則」の範疇に入るのかも知れないが——女性の青春美も単なるその一例に過ぎないものとして解釈さるべきものなのではある

(註十六) (註十七)
まじか。

尙、女性の青春美なるものが、美学に於ける「美」の範疇に属するものとするれば、その期間が短いことも、独逸の哲学者ベッケル (Becker) によつて、美的なものの存在学的範疇とされた「美のはかなさ」[Hinfälligkeit des Schönen] 即ち美の「脆さ」(Fragilität) によつて、解釈され得ることになり、論理極めて簡潔・明快となる訳である。

『この故に若い娘達は、心の中では家庭的の或はその他の実務的の仕事、附帯的な事柄と考へ、ひどいものになると、単なる戯れ事とさえ考へるのである。彼等が、唯一の真面目な仕事として考へるのは、恋愛とか、男性を捉へる事とか、及びこれと關聯する仕事、例えば化粧・舞踏等々である。』

以上本節後段の所論は、極めて平明である。即ち本節前段は既述の通り、細部の論理構造には承服し難いものがあるとしても、全体を貫く根本思想としても否定が出来ず、それを肯定する限りに於て、後段は当然の帰結となり、両者は「この故に」で結ばれるのである。ここで彼は、未婚の娘達のいそしむ方面、主として日本の所謂「お稽古」ことをば、家政的方面と異性の心を惹こうとする方面とに二大別しているが、此れは彼の獨創によるものではなく、前者に対する獨逸の言種である「四K」——Kirche (教会)・Kinder (子供)・Küche (お割烹)・Kleider (お針)——に拠つたものと考へられる。その家政的方面をば、封建時代以来未婚女性の最大の教養であるかの如く教え込まれて来た事が、東西軌を一にすることは、西欧でも彼女等が「心の中では」それに反撥していた事からも判る。それを実証する面を、卑近な日本の終戦後の社会に就て見よう。即ちここでは、形式的にもせよ婦人は解放され、封建的歪曲も大幅に取り除かれたのであるから、女性の本性の露呈によつて、家政的方面の後退と對異性的方面の進出とが、社会事象として現われて来なければならぬ訳である。その事象を指摘することは極めて容易である。(註十八)

以上は勿論、一応ショーペンハウエルの云わば絶対論的立場に立ち乍ら論を進めて来た訳である。ところが此れと對立關係にある、相對論的・社会進化論的・歴史主義的立場に立つ女性論に於ては、かかる所説は全面的に排撃され

(註十九) 著。その中で特に對異性的方面を説明したのが、「男性淘汰」の原理による「婦人の禁徒」である。即ち端的に之を云えば、女性に於ける「化粧」・「衣裳」その他異性に向けられる数々の工作・技巧は、男性淘汰の社会制度の重圧下にあがき、自主性を喪失した婦人の傷ましき姿なのである。

(註一) die Natur. 筆者は、この場合の「自然」とは、彼の哲学的根本原理である「盲目的生存意志」そのもの、又は其の主体と解する。

(註二) Knalleffekt. 英語的に分解すれば、knall+effect。

(註三) 一例を挙げれば已に次節に於て、女が虚偽を巧みとする事が、弱者である女性に与えられた武器であると説明されている。

(註四) "Metaphysik der Geschlechtsliebe" 之は彼の主著「意志と表象としての世界」第二巻に収められてある。

(註五) 女性美の本質に就ては、前記「恋愛の形而上学」の他、本論第八節の冒頭に於て論ぜられている。

(註六) 高橋訳、『シッメル恋愛論』一二三頁。

(註七) 同書二二二―二四頁。

(註八) 一例を挙げれば、新約聖書マタイ伝第十九章第六節。

(註九) 最近の米国の或る雑誌の記事によれば、金婚式を挙げる老夫婦に向けられた雑誌記者の質問に対し、夫婦の一方が「相手が死んで呉ればよい」と思つた事が幾度となくあつたと答え、又他方も同様の答をしたと云う。

(註十) 日本の離婚法は、民法第四編第二章第四節に規定されている。

(註十一) Keine Rose ohne Dornen.

(註十二) Shopenauer, Die Welt als Wille und Vorstellung, 1922, Sammtliche Werke, 2. Bd., S. 620f. 佐久間訳、『シ

ョーペンハッセル人生論』北隆館、昭和二四年、一七四―一七五頁。

(註十三) 両者の根拠を簡単に云えば、シッメルは「人生哲学」的であり、ショーペンハッセルは、形而上学的断定を生物学的に実証するという立場に立つ。

(註十四) 東洋にも、この思想があることは、この意味では夫が「旦那様」と称ばれることに現われている。

(註十五) Sparsamkeit, the law of parsimony, L. F. Ward, Pure Sociology, p. 161, p. 312. 此れが、広く文化・社会現象の説明に用いられる事は周知の通りであるが、自然現象に於ても同様で、例えば引力、光線等も最短距離を指向するが故に、

それは「節約の法則」に包摂されると解されるが如きである。本件の場合は、人間の意志の作用が認められないが故に、後者の範疇に属するものと解さるべきであろう。

(註十六) 之に対するウオードの生物社会学的説明を要約すれば次の如くである。即ち、女性美は、第二次的性徴であり、従つて本来一時的なもの、女性の生殖期間に照応するものたるに過ぎない。而もそれは、純粹な肉体美で、精神美の要素がない為に、肉体と共に衰退し、持続性がないのである。(Ward, op. cit., p. 363.)

(註十七) 青春美が短期間と云つても、結局程度問題である。日本では、周知の如く「娘十六・七」・「娘十七・八」などとも云うが、「鬼も十八」が典型的と云つてもよいであろうし、何れにしても、二十才前の極短期間を指すものとして、差支ないであろう。ところがショーペンハウエルは、前掲「恋愛の形而上学」に於て、男の選択と好愛を指導する女性美の最高の条件として、年齢を挙げ、「その中でも十八才から二十八才までの間が、特にすぐれて喜ばれる。」(Shopenhauer, op. cit., S. 621. 邦訳『前掲書』一七六頁。)と云つている。彼の認識に客観性があるものとして、東西に於けるこの相当な開きは又別個の問題とするも、この事実を念頭に置いて、考察する必要があると思ふ。

(註十八) 筆者の脳裡に一寸思い浮かんだものだけでも、次の如きがある。尤も中には、他の勤因も共に作用しているものもあろうが。一、戦後の女子高等教育に於ける家政的方面への志願者の相対的減少。二、戦前迄「お稽古」の王座を占めていたと思われる「和裁」の稽古を終えた者及び稽古中の者を含めて、最近筆者の某新制女子大学に於ける任意抽出による調査では、六十八名中四名に過ぎなかつた。三、戦後に於けるどぎついメイク・アップの大っぴらな横行。四、某大会社の一幹部は最近筆者に次の如く語つた。「社内では戦前には許されなかつた「職場結婚」のケースが、最近は実に多い。その契機は主として女子側の積極性に存するものの如くである。我が社の男の独身社員の中でも特に大学出などになると、寄せ来る誘惑の手を振り切る為に、後味を残さぬようにと困惑の態である。近頃の若い女性の職場進出は、神聖なる職業意識によるものなのか、それとも婿探しの意図によるものなのか、了解に苦しむ。」と。

(註十九) 一例を挙げれば、フランスの実存哲学派の現代闊秀作家ボーヴォワール (Simone de Beauvoir, 1908-) は、その著『第二の性』(Le Deuxième Sexe, 1949) の序文に於て、明瞭に次の如く述べている。「(女)とか(女性的)という言葉を用いるとき、私はどんな原型もどんな不変不動の本質をも意味してはいない。」と。生島訳、新潮社、昭和二十八年、第一巻二頁。

(註二十) Male Sexual Selection, L. F. Ward, op. cit., pp. 360—364.
(註二十一) The Subjection of Women, Ibid., pp. 346—351. (以下次号)